

さんようおのだ 議会だより

議会基本条例（素案）
について寄せられた意見と
回答をご紹介します

ご協力ありがとうございました
《意見の提出状況》7人84項目



◎市内 6 カ所で説明会を開催しました

議会基本条例の説明会を、1月23日から28日まで市内6カ所で開催しました。寒い時期にもかかわらず、参加者は延べ75人でした。参加いただきました皆さまありがとうございました。

当日は進行などの役割を委員全員で分担して行い、スクリーンを使ってできるだけ分かりやすい説明を心がけました。会場からは熱心な質問が飛び交いました。



Q 条例作成前に市民へ実施したアンケート回収率は。

A 全世帯に実施した結果、回収率は2.3%でした。

Q 30～40代など若い世代の関心が薄いようですが。

A 議会だよりやホームページ等広報の工夫をするなど議会から積極的に働きかけていきます。

Q 「議員間の議論を尽くす」とありますが、意見はまとまらないのでは。

A 議論を尽くして論点を明確にするもので、意見をまとめるわけではありません。

Q 「市民懇談会」や「意見箱」などは市長も実施していることですが。

A 市長と議会は二元代表制なので、議会として独自に行う必要があります。

Q 出前講座の内容は。

A 実施要綱を作成中です。メニューを準備して対応します。

Q 一般質問の重複がありますが、調整をしてはどうですか。

A 議長の調整事項ですが、発言を抑制することは困難です。会派内での調整はしています。

Q 「政策討論会」の内容はどのようなものですか。公開を希望します。

A 実施要綱を作成し、それに基づいて行います。

Q 議員定数についてはどうですか。

A 今後、検討委員会のようなものを立ち上げ、次期選挙までに議論の中身を報告したいと考えています。

Q 条例を見直した場合は公表するのですか。

A 議会報告会やホームページ等で公表します。

説明・専門家の意見を聴きました

◎江藤教授と意見交換をしました

特別委員会では、市民への説明会やパブリックコメントを経て、条例をさらに実効性のあるものとして完成させるために、2月7日、山梨学院大学教授江藤俊昭氏を招いて「専門的知見の活用（専門家の意見を聴くこと）」を行いました。

江藤氏から議会の存在意義やこれからの議会のあるべき姿などが語られ、本市の条例案についての講評をいただき、委員と意見交換を行いました。



山陽小野田市議会の努力を評価

江藤教授は最初に議会が50回もの議論を重ね慎重に対応していることを高く評価されました。

また、制定に向けて市民アンケートを実施したことにも触れられ「市民に対してアンケートを実施したことは評価するが、回答率が2.3%というのは低すぎる」と否定的な意見も言われました。しかし、議会報告会やパブコメを実施していることについても「議会が市民と向き合ってきた」と高く評価されました。

さらに、議会事務局や市長からも意見聴取してきたことにもふれ「重要なポイントが押さえられている」とコメントされました。

江藤俊昭教授のプロフィール

1956年生まれ 中央大学法学部卒業
政府の地方制度改革委員
著書「図解 地方
議会改革—実践
のポイント100」
「討議する議会—
自治体議会学の
構築をめざして」



議会は住民自治の根源的なもの

そして、市長と議会—その二元代表制について、次のように述べられています。「議会と市長はそれぞれ市民から選ばれているが、役割が違っている。議会についてはこれまで“執行機関の追認機関である”という考えが一般的であったが、地方自治法の改正によって、議会の議決責任が重く課せられてきた。議会が議論し、議決することによって予算が決定し、条例が作られ、重要な契約、財産の処分を行っている。」

さらに、議会の存在意義について「議会こそが住民自治の根源的なものである。」と明確に述べられました。

住民の中に出ていき議論を

議員定数については、市民からさまざまな意見がある中で、“議員は住民の代表である”という観点から考えるべきだと話されました。そして「議会が住民の中に出て行って、住民とともに意見を闘わせ、住民の意見を聞いていく、そうした調整や機能を果たして欲しい」と多様な住民の代表として頑張る議会であることへの希望が語られました。

◎寄せられた意見をご紹介します

議会基本条例（素案）についてパブリックコメントでお寄せいただいた意見（概要）と、それに対する議会の考え方（対応）から抜粋したものを紹介します。なお、類似の意見はまとめて公表していますのでご了承ください。

意見と回答のすべては市議会ホームページからご覧いただけます。

全般

意見▶ 正副議長選挙のプロセスが不明瞭である。議会基本条例に明記すべきである。

回答▶ 今後の検討課題といたします。

意見▶ 市民の意見で改廃できるように簡素化を求める。

回答▶ 条例化することによって、住民は改廃の直接請求することが可能となります。

意見▶ 「別に定める」ものの素案を早期に公表されたい。

回答▶ 本会議に上程する際には、公表いたします。

意見▶ 目次体系が整理されていない。第4章第18条は、議会全体におけるものであり、「市長（行政）」との関係する章へ表記すべきである。また、第5章と第6章を区別する必要性が不明である。

回答▶ 他市では市民との関係、行政との関係というような章立ても見られますが、本市では、「本会議」「委員会」という章立てとしました。5章では、市民参画の保障、6章では、議会の責任をうたった章立てにしています。

意見▶ 条例に最高規範性と最高基準性をもたせてもよいのではないか。

回答▶ 法体系上、条例に優劣がないため「最高規範性」の文言を条文には書き込んでいませんが、実際に運用する場合には、この条例の理念を念頭に置き、他の条例や規則の改廃を視野に入れ整合性を図ります。

第2条 議会の活動原則

透明性のある議会、市民に開かれた議会を実現します。

意見▶ 「議会は、その活動すべてについて、市民に対して説明する責務を有する。」を追加すべき。

回答▶ 説明責任については、第6章で規定しています。

意見▶ 傍聴者への会議資料の提供を明記されたい。

回答▶ 第8条において条文化しています。

第3条 議員の活動原則

議員は、市民の代表者であることを自覚し、市の発展や市民福祉の向上のために積極的な議論を行います。

意見▶ 「議員は、その活動すべてについて、市民に対して説明する責務を有する。」を追加すべき。

回答▶ 説明責任については、第6章で規定しています。

意見▶ 議員の公約の実現についての項目を追加する必要がある。

回答▶ 議員個人の公約については、議会基本条例になじまないと考えます。個々の議員が責任を持って取り組むべきものです。

意見▶ 「合意形成を図ること」を付記すべき。

回答▶ 合意形成を図ることは議員の活動原則としてとらえておりません。しかし、第6条において自由討議を通じて合意形成に努めることを明記しています。

第4条 会派

会派は、理念を共有する議員の集団であり政策立案及び政策提言を行うために調査研究に努めます。

意見▶会派の結成があれば、変更も明記する必要がある。会派の変更を明記されたい。

回答▶会派の結成には、変更も含まれています。

意見▶現在は、正副議長、正副委員長を決めるための人事会派となっている。条文のように政策集団にしてほしい。

回答▶今後も政策集団として活動していきます。

意見▶会派が議員個人の活動を拘束しないでほしい。

回答▶会派の活動については、会派の判断に委ねます。

第5条 会議の公開

本会議のほか委員会等を原則公開とします。

意見▶例外の非公開はどのようなものを考えているのか。

回答▶秘密会は、非公開となります。

意見▶委員会等の等とは何を指すのか。

回答▶今後、全員協議会などが公の機関として位置づけられた場合、「等」に含まれます。

意見▶議会運営委員会は、公開するのか。

回答▶秘密会以外は、公開します。

意見▶傍聴人に資料を配布（貸与）又はプロジェクターで示して議事内容が理解できるようにしてほしい。

回答▶資料配布については、第8条に明記しています。プロジェクターについては、今後の議会運営の中で検討します。

第6条 自由討議の保障

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。

意見▶自由討議がなされていない現状では必要な条文と思う。議会と執行部との情報量には格差があるので、常日頃から議員の研さんが求められる。

回答▶今後、自由討議が活発化することにより、しっかりと研さんを重ね、議員間の論議を尽くしていきます。

第9条 政策討論会の開催

市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策立案、政策提案などを推進していくために全議員参加型の政策討論会を開催します。

意見▶対象者は議員のみだが、将来市民を交えての討論会は考えているのか。

回答▶当面は議員のみですが、将来については検討いたします。

意見▶討論会は公開されるのか。

回答▶原則として公開します。

第10条 行政運営の検証

行政が実施する施策や事務事業について、事業等の成果を数値化し、客観的に評価・検証を行います。

意見▶決算審査を分かりやすく解説し、市長へ予算の反映を要望する以外何がねらいか。

回答▶予算への反映のみならず、事業の是非についても評価します。

第11条 一般質問

一般質問は、執行機関の疑義をただし、所信の表明を求めるものだけでなく、政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせることを目的とします。

意見▶会派代表質問を導入されたらどうか。

回答▶今後の検討課題といたします。

第12条 反問権

議員の質問に対して、論点を整理するため、市長等が議員に逆質問ができます。

意見▶議会と市長との対等かつ緊張のある関係において必要な条項である。

回答▶議会と市長との適切な関係に努めます。

第13条 質疑

議案等に対する質疑は、疑義を解明するために行い、その内容についてはあくまで総括大綱的なものととどめます。

意見▶議案等の等とは何か。

回答▶請願、陳情を指します。

第15条 議会の活動原則

市民にも分かりやすい委員長報告をするともに、委員長報告概要を議場に配布します。

意見▶委員長報告概要は、傍聴席にも配布するのか。

回答▶委員長報告概要を傍聴席に配布いたします。

意見▶自由討議をし、論点・争点をまとめ委員長報告をしてほしい。

回答▶そのようにいたします。

第16条 賛否の公開

議案等における賛否を公開します。

意見▶無記名投票は、廃止か。

回答▶無記名投票は、残ります。

第18条 審議における論点情報の形成

重要な政策等について、議会における十分な審議を行うため、市長等に対して6項目の説明を求めます。

意見▶重要な政策の判別の基準は何か。

回答▶重要な政策の判断は、議員間で結論を出します。

第19条 市民懇談会の実施

市民と議員が自由に意見や情報を交換するために市民懇談会を実施します。

意見▶解説文の「おおむね10名以上」とは。

回答▶10名程度を一定の目安としていますが、柔軟に対応いたします。

意見▶出た意見の処理状況については、早期に公表するとの条文を入れることが必要である。

回答▶実施要綱に書き込みます。

第22条 附属機関の設置

政策の在り方等を総合的に検討し、政策等を提言していくために学識経験者等が与えられた課題に対して自由に持論を展開できる附属機関が設置できます。

意見▶専門的な知識、経験を持った方々の意見を参考にされることは、重要なことだ。複数の参加が望ましい。

回答▶そのようにいたします。

第23条 意見箱の設置

広く市民の声を聴くために意見箱を設置します。

意見▶「意見」の取り扱い方法とそれの公表を明記されたい。

回答▶具体的な取り扱いになるので、条例ではなく取扱要領で整備します。

意見▶市民には、①市全体②執行部へのもの③議会への意見の判別は難しい。議会には執行権がないし、情報不足であるので市民に満足できる回答はできない恐れがある。

回答▶今後、取扱要領で整備します。

意見▶市民にも責任と参加意識を高めるため、また回答が必要だとし、市民には記名式とすることを周知してほしい。

回答▶今後、取扱要領で整備します。

第 24 条 議会報告会の実施

市民に対する説明責任を果たすため、議会で行われた審議内容等を説明する議会報告会を行います。

意見▶ 出た意見の処理状況については、早期に公表するとの条文を入れることが必要である。

回答▶ 実施要綱に明記します。

第 26 条 情報の公開

議会に関する情報の公開を促進するため、さまざまな情報をホームページ等において公開します。

意見▶ 視察結果は、議会内で発表されて議論されているのか。

回答▶ 今後は、本会議において報告されます。担当した委員会で議論し、生かしてまいります。

意見▶ 「視察報告書」「議長交際費」「政務調査費」については、議会だよりにぜひ記載してほしい。インターネットをしない人の方が多い。

回答▶ 今後の議会運営の中で検討します。

第 28 条 政治倫理

議員は、市民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、品位を保持し、識見を養うよう努めます。

意見▶ 2項は、「議員の政治倫理の規範及び懲罰については、条例で別に定めます。」とすべき。

回答▶ 懲罰については、政治倫理条例の中で検討します。

第 29 条 議員定数

議員定数の条例改正を提案する場合は、市政の現状と課題、将来の予測と展望を考慮の上、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用します。

意見▶ 議員定数を決めるのに、面積、財政力及び市の事業課題が必要なのか。人口だけでよいと思う。面積、財政力及び事業課題を考慮する理由を明確に説明してほしい。

回答▶ 予算規模が大きくなることは、事業量も大となり、審議する内容も多岐にわたる。従って、予算規模も定数の検討においては考慮すべきと考えます。

意見▶ 「類似する他の自治体との検討をし」を明記されたい。

回答▶ 類似団体との比較は、当然のこととして認識しています。

意見▶ 議会の役割と議員の身分の確保のため本気で市民の理解を得るため、議員間の討論後、市民への情報を開示し、意見を求める場を設けてほしい。

回答▶ 議会として、それらの案件を取り上げ議論をした場合は議会報告会で報告をいたします。また希望があれば市民懇談会でのテーマとして意見交換をいたします。

第 31 条 政務調査費

政務調査費の改正も定数及び報酬の改正と同様、総合的に判断する必要があるため、参考人制度や公聴会制度などを活用します。

意見▶ 報酬及び政務調査費等の問題は詳細に市民に積極的に公開し、審議すべきであると考えます。

回答▶ 御意見のとおり取り組んでまいります。

意見▶ 領収書の添付の義務を明記されたい。

回答▶ 既に領収書の添付は義務づけられています。

意見▶ 透明性の確保として定期的に公表すべき。

回答▶ 今後第 26 条を根拠に透明性を高めていきます。

第 35 条 条例の見直し等

議会運営委員会において 2 年ごとに検証を行い、選挙があった場合には、新たな議員を含めて、本条例についての研修を行うことを規定しています。

意見▶ 4 年間の議会活動の集大成として、選挙前に検証し、見直し案を作成され新議会に引き継いだらどうか。

回答▶ 今後協議をいたします。

◎議会報告会を開催します

市議会では、3月定例会の報告をするとともに市民の皆さんの声をお聴きするため、次の日程で議会報告会を行います。お住まいの地区にかかわらずどこでも参加できます。皆さまお誘いあわせのうえ、ぜひご参加ください。



市議会が地域に
うかがう6日間

月日	時間	会場
4月20日(金)	19:00～	保健センター（山陽総合事務所）
4月21日(土)	14:00～	市民館
4月23日(月)	19:00～	埴生公民館
4月24日(火)	19:00～	高千帆福祉会館
4月25日(水)	19:00～	厚陽公民館
4月26日(木)	19:00～	赤崎公民館

ニュース

本会議で視察報告等を行いました

閉会中の所管事務調査報告

2月27日から始まった3月議会の本会議冒頭、各常任委員長が閉会中の委員会活動の報告に立ちました。この間、閉会中の常任委員会活動が活発に行われるようになり、「本会議で報告を」の声に議会運営委員会が応えたものです。総務文教委員長は行政視察と学校給食、小中連携に関する保護者などとの協議。民生福祉委員長は行政視察と新病院基本計画に関する審査。産業建設委員長は行政視察とJR美祢線の活性化の説明などを報告しました。



3月定例会での
報告のようす

編集室より



厳しい冷え込みも和らぎ、木々の新芽もようやく膨らみ始めたこの頃、お元気でお過ごしのことと思います。

さて1月に続いて「議会基本条例」に関する2回目の議会だより臨時号をお届けします。1月臨時号のパブリックコメントと市内6カ所で開かれた「説明会」に寄せられた、ご意見・ご要望にお答えする形式にしました。誌面の都合で割愛したご意見等は、市議会ホームページに全文掲載していますので、ぜひそちらをご覧ください。お寄せいただいた多くの市民の皆さまに深く感謝いたします。

◎広報広聴特別委員会



《表紙の説明》 議会基本条例の説明会を市内6会場で行いました。寒い時期の開催にもかかわらず老若男女、多くの皆さんが参加されました。議会の手作りの説明会でしたが、スクリーンを使っての解説などは、分かりやすかったと好評でした。